

【重要】資本関係又は人的関係に基づく競争参加制限の導入について

2024年3月25日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

- 機構本部において実施する「国内向け物品・役務等の調達／海外向け資機材の調達」については、2024年4月1日付以降に公告/公示される案件より、「資本関係又は人的関係に基づく競争参加制限」を新たに導入します。
- これは、国土交通省の基準に準拠し、競争参加者間に公正性が阻害されると認められる資本関係又は人的関係がある場合に、競争参加に一定の制限を加えるものです。
- 詳細につきましては、入札公告/公示及び入札/企画競争説明書に記載の「競争参加資格」を必ずご確認くださいとともに、「資本関係又は人的関係に関する申告書」を漏れなくご提出くださいますようお願いいたします。

留意事項

競争に参加しようとする者の中で競争参加意思等の確認・相談を行うことは原則として認めていませんが、上記の資本関係又は人的関係に基づく競争参加制限を回避する目的で、当事者間で連絡を取ることは、これに抵触するものではありません。